

# 岐阜県動物愛護管理推進計画

平成20年度～平成29年度

平成20年3月  
岐 阜 県

## < 目 次 >

第 1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
第 2	計画の基本方針 ～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現～	2
第 3	各主体の責務と役割	2
1	県民	
2	飼い主	
3	動物取扱業者	
4	動物愛護推進員	
5	動物愛護団体	
6	(社) 岐阜県獣医師会	
7	岐阜大学応用生物科学部	
8	市町村	
9	県	
第 4	現状と課題	5
1	動物に対する県民の意識	
2	保健所等への苦情	
3	家庭動物の飼養状況	
4	収容動物の譲渡等の状況	
5	その他の動物の飼養等の状況	
6	人と動物のハーモナイズ事業	
7	動物の愛護及び適正飼養の推進体制	
第 5	施策展開の方向	1 5
1	普及啓発活動の充実	
2	終生飼養の推進	
3	動物の健康保持及び地域の生活環境の保全	
4	動物の愛護管理推進への基盤づくり	
第 6	具体的な取組み	1 6
1	普及啓発活動の充実	
プラン 1	県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進	
プラン 2	市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進	
プラン 3	ホームページを利用した普及啓発の充実	
プラン 4	動物愛護推進員による講習会の開催	
プラン 5	学校飼育動物の適正飼養等に関する研修	
プラン 6	動物愛護週間行事の開催	

2	終生飼養の推進	19
	プラン7	終生飼養の普及啓発
	プラン8	所有者明示（個体標識）措置の徹底
	プラン9	収容動物の適正譲渡の推進
	プラン10	収容動物検索サイトの拡充の検討
3	動物の健康保持及び地域の生活環境の保全	21
	プラン11	犬の登録と狂犬病予防注射の推進
	プラン12	「犬のしつけ」の推進
	プラン13	犬の飼い主への地域ルールの徹底
	プラン14	ねこの屋内飼養の推進
	プラン15	ねこへの不適切な給餌行為に関する普及啓発
	プラン16	特定動物の飼い主の社会的責任の徹底
	プラン17	動物取扱業への監視強化
	プラン18	動物購入時の確認事項の周知
	プラン19	動物介在活動の推進
	プラン20	身体障害者補助犬の普及啓発
	プラン21	県民の意識調査の実施
	プラン22	実験動物取扱施設に対する普及啓発
	プラン23	畜産業者等への普及啓発
4	動物の愛護管理推進への基盤づくり	25
	プラン24	動物愛護推進協議会の運営
	プラン25	動物愛護推進員活動の活性化
	プラン26	動物愛護管理担当職員の資質向上
	プラン27	市町村担当職員の研修
	プラン28	動物取扱責任者の資質向上
	プラン29	狂犬病発生時の体制整備
	プラン30	被災動物救援体制の整備
	プラン31	ボランティアネットワークの構築
	プラン32	動物の愛護管理に関する拠点施設の整備
第7	計画の推進状況の評価	28
	指標1	犬及びねこの引取頭数
	指標2	犬及びねこの殺処分率

# 第 1 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

私たちの動物に対して抱く意識や感情は、様々な思想や情報の氾濫、生活習慣の多様化などの影響を受け、それぞれに異なってきています。さらには、地域社会の人間関係の希薄化に加え、事業者等の利害が錯綜し、最近の動物を巡る様々な問題は、極めて複雑になっています。

家庭動物の飼養及び保管の状況を見ると、少子高齢化及び核家族化の進む中、動物を家族の一員として生活する飼い主が増えています。その一方で、一部の飼い主のモラルや動物愛護意識の欠如により、生活環境の悪化、動物の遺棄や虐待などの問題が後を絶ちません。

これまで保健所や市町村が中心となり、動物の適正な飼養及び保管（以下「適正飼養」という。）についての普及啓発を図るとともに、地域における犬やねこ等の動物の飼養に関わる様々な問題の解決に努めてきました。

保健所では平成7年度より、「人と動物のハーモナイズ事業」と称し、「動物愛護教室」をはじめ、「愛犬のしつけ方教室」や「子犬の譲渡会」など「人と動物の調和のとれた地域づくり」を目的とした事業に取り組んでいます。

こうした中で、県では平成15年度に、獣医師会や動物愛護団体等で構成する「岐阜県動物愛護推進協議会」を設置し、平成16年度に「岐阜県動物愛護推進員」を各地域に配置するなど動物の愛護と適正飼養の推進体制を整備しました。

これら施策に取り組んできた結果、保健所に引取られる犬の頭数が大幅に減少する一方、保健所から新たな飼い主へ譲渡される犬の頭数が増加するなど一定の成果が現れています。しかし、依然として、県民からの苦情や要望が、絶えない現状にあります。

そこで、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となって様々な問題や課題に取り組み、今後一層の動物の愛護と適正飼養の推進を図っていくため、「岐阜県動物愛護管理推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という）第6条の規定により策定するものであり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理指針」という）」に即し、関係施策の推進について定めたものです。

対象とする動物は人が所有または占有する動物です。

## 3 計画の期間

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間とし、5年後に見直しを行います。

## 第2 計画の基本方針～人と動物が調和し、共生する地域社会の実現～

動物の飼養を巡る様々な問題は、行政や個人の取り組みだけでは解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となり取り組む必要があります。

また地域において、人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人とかならずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

本計画の基本方針は、県民の協働による「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すこととします。

## 第3 各主体の責務と役割

県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等（以下「主体」という）について、それぞれの役割を明確にした上で、動物の愛護と適正飼養に関する施策を協働で推進します。

### 1 県民

人と動物が共生する社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

人が動物に対して抱く感情は様々であるとの認識の下、地域社会の中で相互に理解を深め、人（動物を飼養する人）と人（動物を飼養しない人）が、より良い関係を築いていくよう努めなければなりません。

### 2 飼い主（動物の所有者又は占有者）

飼い主の果たすべき役割の基本は法令に基づき、飼養する動物の生態、習性及び生理について理解し、愛情をもって終生飼養することです。

動物の飼い主となる前から、その動物の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努め、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境や家族構成の変化等も考慮に入れ、慎重に判断しなければなりません。

また、地域社会の一員として、人と動物との共生に最大限配慮し、人の生命や財産をはじめ、生活環境を侵害することがないように責任をもって飼養しなければなりません。

### 3 動物取扱業者

動物取扱業者は、法令で定める基準等を遵守し、取扱う動物の適正な飼養、保管等に努めなければなりません。

また、各主体が行う取り組みに協力し、動物取扱業者としての社会的な責任を担うことが期待されます

動物販売業者については、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に対し適正飼養に関する正しい知識の提供などに努め、人と動物が共生する社会の実現に向け、その一翼を担う役割があります。

#### 4 動物愛護推進員

動物愛護推進員はこの計画を理解し、それぞれが有する経験や知識の下、県や市町村の取り組みを支援する役割があります。

また、動物愛護推進員には、地域のリーダーとして自ら主体となり動物の愛護と適正な飼養の重要性について地域住民の理解を深める活動が期待されます。

#### 5 動物愛護団体

動物愛護団体は、この計画の推進にあたって、独自のネットワークを活用し、各主体に対して、支援や協力を行う役割があります。

また、団体活動については地域住民からの理解の下、各主体と連携を図りながら、「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すよう努めなければなりません。

#### 6 (社) 岐阜県獣医師会

(社) 岐阜県獣医師会(以下「県獣医師会」という)は、動物に対する専門的かつ獣医学的な見地から、動物の感染症発生防止に努めるとともに、動物愛護意識の高揚、動物の適正飼養の推進について自ら積極的に取組むとともに、各主体への助言や指導を行う役割があります。

#### 7 岐阜大学応用生物科学部

教育機関として、この計画の推進について学術的な支援を行う役割があります。

#### 8 市町村

動物の愛護や適正飼養に関する多くの問題や課題は地域に密着したものであり、生活環境を損なう不適正な飼養者への指導や普及啓発などについて、市町村は、地元保健所と連携を図りながら、その解決に取り組まなければなりません。

また、災害時の被災動物の救護等については地域の実情を勘案したうえで、必要となる業務を担います。

なお、岐阜市については中核市として、県に準ずる役割があります。

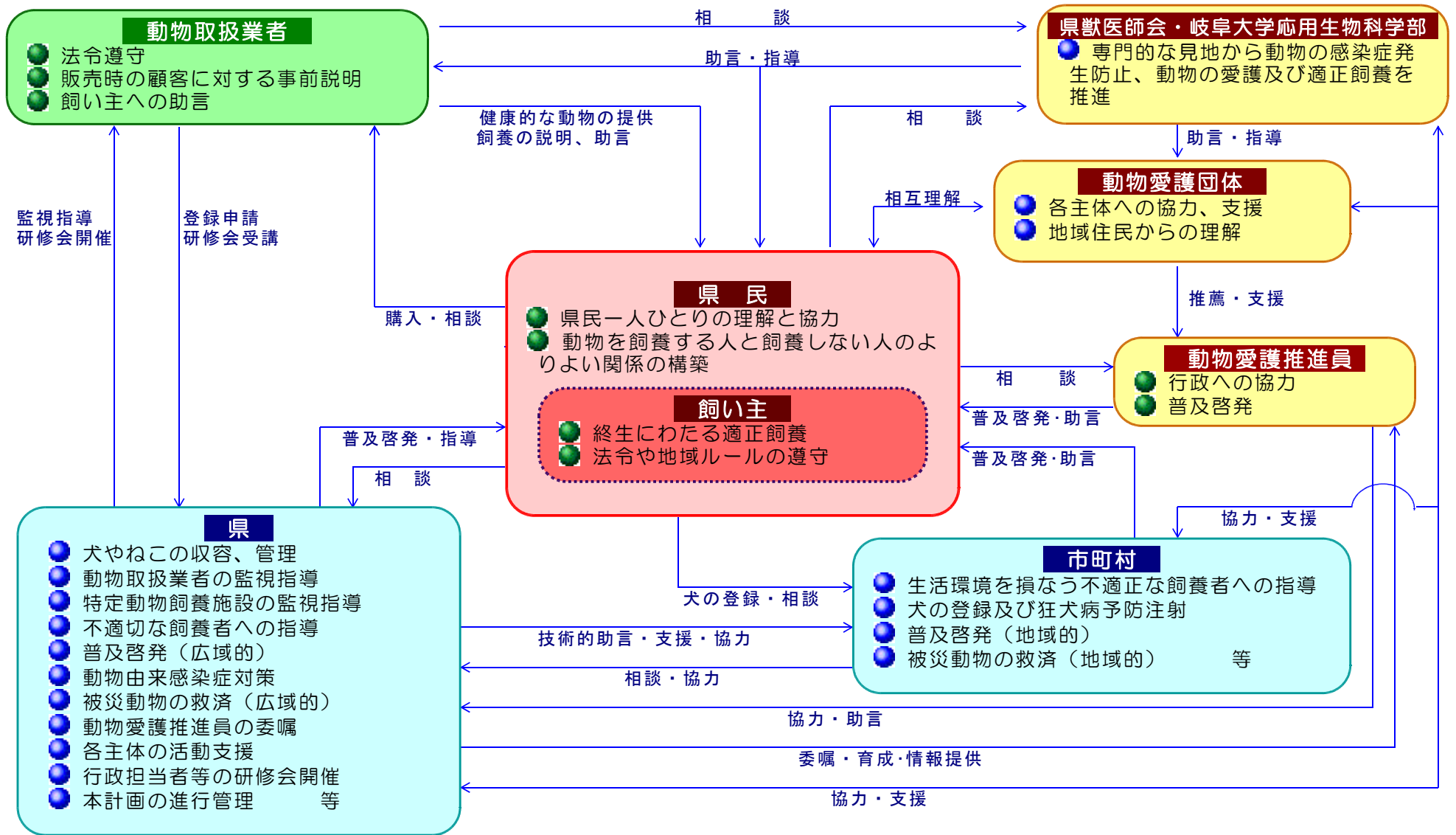
#### 9 県

県には、犬・ねこの保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導等、専門的な業務があります。

動物の愛護と適正飼養の普及啓発、動物由来感染症(狂犬病を含む)対策及び災害時の被災動物の救護等については、地域に根ざした各主体の活動を支援し、県下全域で円滑な推進を図れるよう広域的な業務を担います。

また、動物愛護推進員の委嘱及び行政担当職員研修の実施等を通じ、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組む人材を発掘、育成していく役割があります。

## 各主体の主な役割の関係図

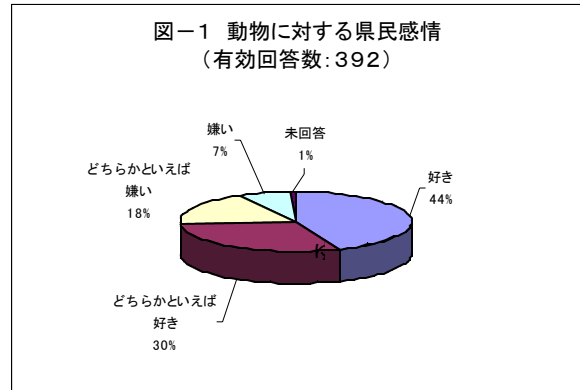


## 第4 現状と課題

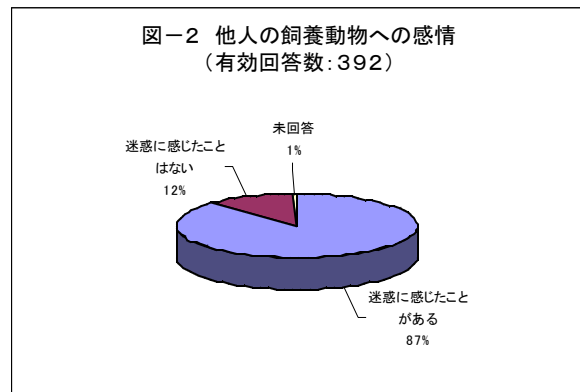
### 1 動物に対する県民の意識（岐阜県県政モニターへの調査）

平成18年11月の県政モニター調査では、74%のモニターが「動物が好き」または「動物がどちらかといえば好き」と回答しており、この結果から、多くの県民が、動物に対し好意的に感じていることが示唆されます。

一方で、25%のモニターが「動物が嫌い」または「動物がどちらかといえば嫌い」と回答しており、動物に対して非好意的な意識の県民も相当数に上ることが推察されます。こうした県民に十分に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組んでいく必要があります（図-1）。



また、他人の飼養動物に対し、迷惑に感じたことがあるモニターは87%に上り（図-2）、「動物好き」と回答したモニターの中でも、82%が「迷惑に感じたことがある」と回答しています。動物の適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。



動物の飼養に関して迷惑と感じた具体的なこととして、多くのモニターが、犬とねこのふん尿、鳴き声、放し飼い、臭いなどの不適正な飼養を挙げています。

表-1 迷惑に感じたこと（有効回答数：392）

ふん尿	265人
鳴き声	245人
放し飼い	205人
ゴミをあさられた	111人
臭い	103人
畑・庭をあらされた	86人
かまれた	59人
その他	28人

※複数回答可



## 2 保健所等への苦情

平成18年度には、県内12カ所の保健所に1,142件の苦情が寄せられています。その多くは犬とねこの不適正な飼養によるもので、その適正飼養の徹底が依然として課題となっています。

表-2 平成18年度保健所に寄せられた苦情の状況

内 容	件 数
捨てねこ	269
犬の放し飼い	258
捨て犬	161
鳴き声による迷惑	108
糞尿による迷惑	106
ねこの放し飼い	96
凶暴（咬傷事故）	47
虐待（えさをやらない、不潔・狭小な飼養環境等）	14
その他	83
合計	1,142

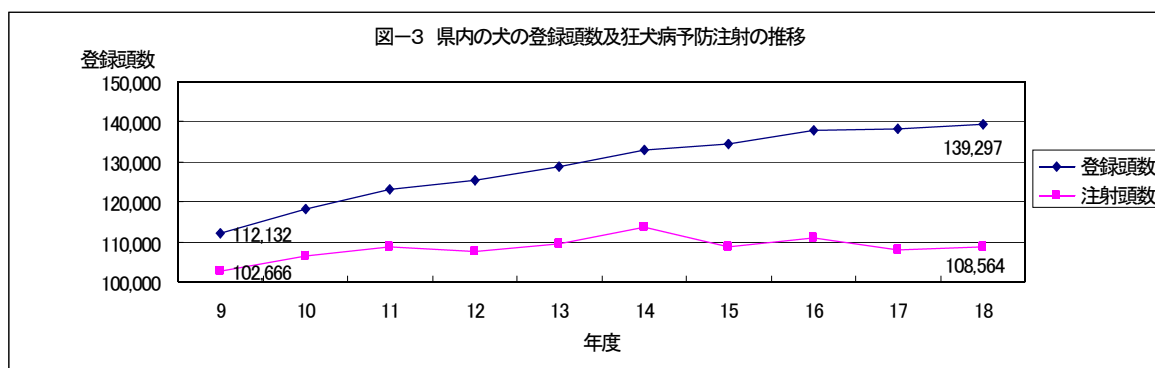
## 3 家庭動物の飼養状況

### (1) 犬

#### ① 登録頭数と飼養頭数

県内の犬の登録頭数は、平成9年度から平成18年度までの10年間に、約24%増加し、約11万2千頭から約13万9千頭になっています（図-3）。この間の県内人口が約0.6%減少していることを考慮すると、登録した犬を飼養する県民の割合は増加しているといえます。

平成18年度のペットフード工業会の調査では、全国で、登録頭数の2倍に上る12,089千頭の犬が飼養されていると推計しており、実際には、県内においてもかなりの未登録犬が飼養されていると考えられ、犬の登録を一層推進していく必要があります。



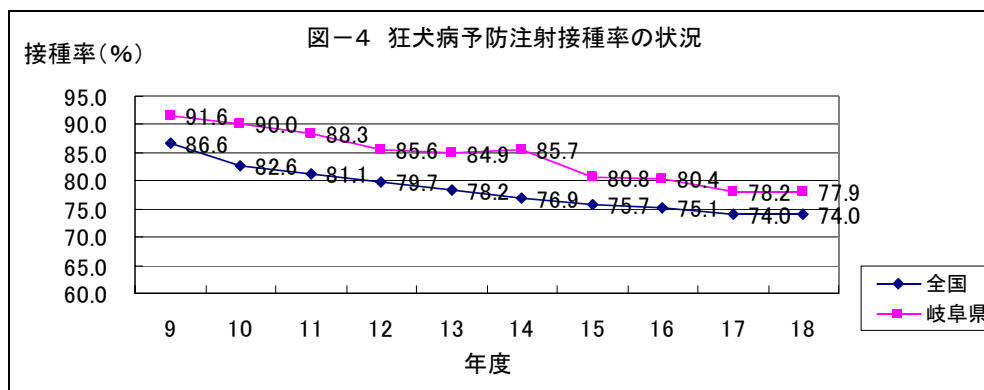
#### ② 狂犬病予防注射

県内の狂犬病予防注射の接種頭数は、平成9年度から平成18年度までの10年間で、11万頭前後で推移しており、最近の5年間ではやや減少傾向です（図-3）。

また、その接種率についても経年的に減少傾向にあります。（図-4）。世界保健機関（WHO）によると、地域における犬の抗体保有率が70%以上であれば狂犬病の感染拡大を十分に防ぐことができるとされています。未接種となっている登録犬は、老犬や疾病等の理由により接種できない犬、既に死亡しているのにもかかわらず未届となっ

ている犬等が考えられますが、現在の県内における実際の犬の飼養頭数を考えると、抗体保有率が70%を下回っている可能性は否定できません。

狂犬病予防注射の接種は、狂犬病の蔓延防止を図る上において、重要な施策であり、接種率の向上は公衆衛生上の課題となっています。



※狂犬病予防注射接種率＝狂犬病予防注射接種頭数／登録頭数（％）

### ③ 所有者明示の措置状況

平成19年5月から6月にかけて、県内の市町村が実施する狂犬病予防注射の会場において、犬の所有者明示（個体標識）の措置状況を調査したところ、個体標識を装着した犬は僅かに4.0%でした（表-3）。

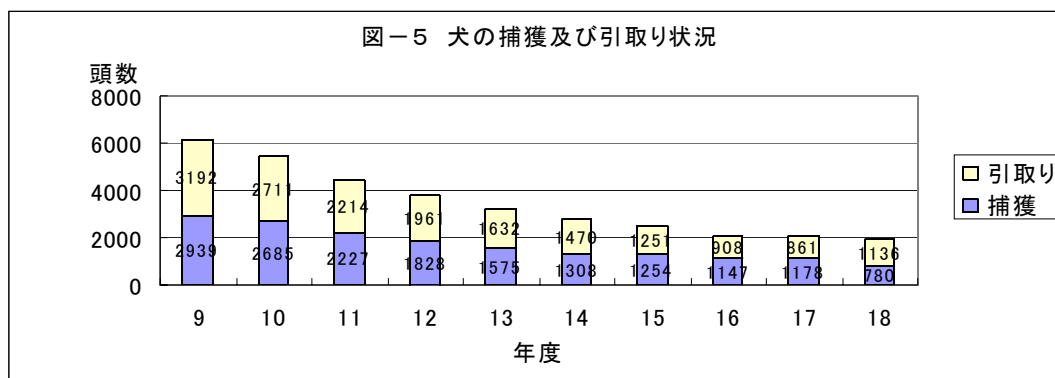
鑑札と注射済票の装着は狂犬病予防法に定められた飼い主の義務であり、また災害時の迅速な救助を行う上においても、有効な所有者明示の徹底が課題となっています。

表-3 犬における個体識別装着状況（平成19年5～6月調査）

市町村数	調査箇所	調査頭数	明示	明示の内容（再掲）				装着率
				鑑札	注射済票	名札	その他	
20	215	7,882	319	118	148	68	6	4.0%

### ④ 犬の収容

平成18年度に保健所において捕獲され、または引取られた犬は、1,916頭で、平成9年度（6,131頭）に比較し、約70%減少しています（図-5）。引き続き様々な施策の推進に努め、収容される犬の減少を目指さなければなりません。



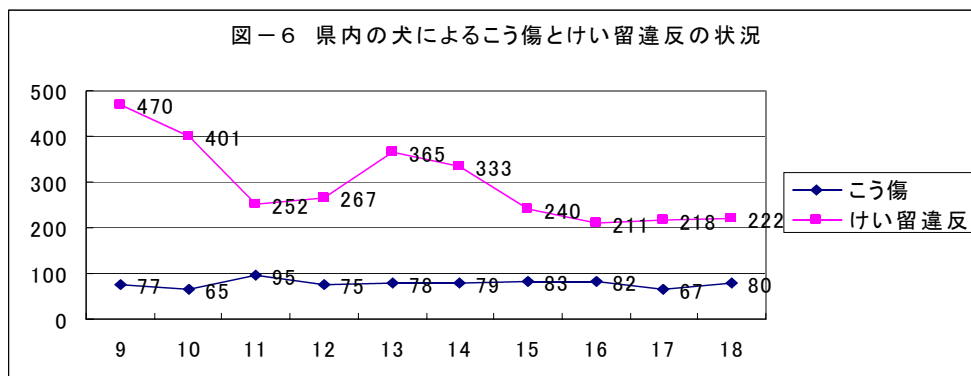
捕 獲：狂犬病予防法及び岐阜県動物愛護管理条例に基づき捕獲された犬

引取り：動物愛護管理法に基づき、住民や警察等からの依頼により引き取った飼い主の不明な犬、または飼養ができなくなったとして所有権を放棄された犬

⑤ 犬によるこう傷事故の発生状況とけい留違反

犬によるこう傷事故は、例年80件前後の届出で推移しており、減少する傾向にありません。犬のしつけ方の周知が依然として課題となっています。

けい留違反については、平成18年度には222件で、平成9年度の470件から半減していますが、平成16年度以降はほぼ横這いの状況になっています。表-2のとおり保健所には「放し飼い」の苦情も多く寄せられており、けい留義務の周知徹底が依然として課題となっています。



(2) ねこ

① 飼養状況

県内のねこの飼養頭数は、詳細には把握できていません。

平成18年度に実施されたペットフード工業会の調査によると、全国のねこの飼養頭数は約12,457千頭となっています。

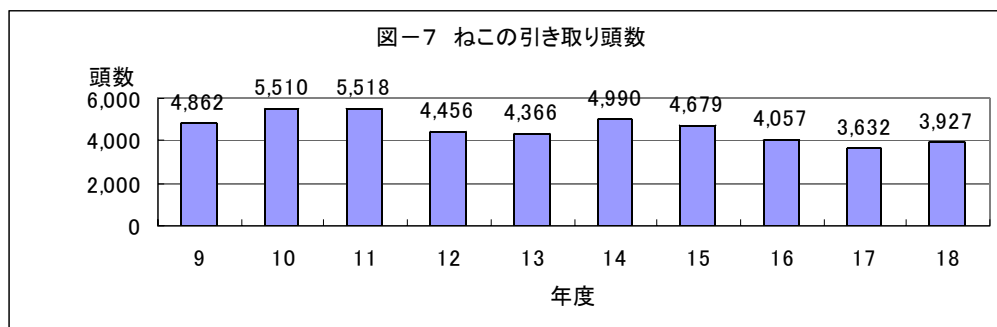
この調査結果を基に人口や世帯数から類推すると、県内には約17万~21万頭のねこが飼養されていると推計されます。

猫の飼育頭数の推計	
【国内】	
ペットフードの工業会推計値 (H18年度)	12,457,000頭
■ 一人当たりの飼養頭数	
12,457,000頭	
127,053,471人 (全国人口)	= 0.098頭/人
■ 一世帯当たりの飼養頭数	
12,457,000頭	
51,713,048世帯 (全国世帯数)	= 0.243頭/世帯
【県内】	
上記の推計値から類推した県内のねこの飼養頭数	
■ 一人当たりの飼養頭数から換算	
2,100,413人 × 0.098頭/人	= <b>205,840頭</b>
■ 一世帯当たりの飼養頭数から換算	
724,887世帯 × 0.243頭/世帯	= <b>176,147頭</b>
※人口及び世帯数は、総務省発表「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成19年3月31日現在)」	

## ② ねこの引取り

平成9年度からの10年間においては、やや減少傾向にあるものの、犬の引取り頭数が1/3まで減少したことに比べ、問題の残る状況となっています（図-7）。

また、平成18年度に保健所に引取られたねこ3,927頭のうち、約80%に当たる3,133頭が子ねこであり、そのほとんどが飼い主不明の子ねこです。こうした子ねこの引取りを減少させていくことが特に重要な課題の一つとなっています。



## 4 収容動物の譲渡等の状況

### (1) 犬

保健所に収容された犬の返還頭数や譲渡頭数は、平成9年度からの10年の間、ほぼ横這いの状況ですが、収容される犬の大幅な減少とともに、殺処分頭数は約80%減少しています。平成18年度に収容された犬については、約45%が返還または譲渡されています（表-4）。

表-4 保健所収容犬の返還と譲渡の状況

年度	保健所収容頭数			返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	延命率 <sup>※</sup>
	捕獲	引取り	計				
9	2,939	3,192	6,131	232	530	5,369	12.4%
10	2,685	2,711	5,396	200	435	4,761	11.8%
11	2,227	2,214	4,441	213	348	3,880	12.6%
12	1,828	1,961	3,789	208	632	2,949	22.2%
13	1,575	1,632	3,207	224	634	2,349	26.8%
14	1,308	1,470	2,778	202	568	2,008	27.7%
15	1,254	1,251	2,505	201	657	1,647	34.3%
16	1,147	908	2,055	203	491	1,361	33.8%
17	1,178	861	2,039	204	554	1,281	37.2%
18	780	1,136	1,916	231	632	1,053	45.0%

※延命率＝（返還頭数＋譲渡頭数）／保健所収容頭数

子犬については、平成18年度の実績で約72%が譲渡されており、健康状態や犬の成育状況を考慮し、譲渡に適すると判断されたほとんどの子犬が譲渡されています（表-5）。

一方、収容された成犬の譲渡率は約23%に留まっています。譲渡頭数を一層増加させるには、成犬譲渡を推進させる必要があります。

表－５ 犬の譲渡の状況（平成１８年度）

区分	捕獲	引取	返還	譲渡	殺処分	譲渡率
成犬	641	776	228	276	913	23.2%
子犬	139	360	3	356	140	71.8%
計	780	1,136	231	632	1,053	37.5%

(2) ねこ

平成１８年度のねこの譲渡頭数は、平成９年度の１０倍強となっています。しかし、ねこの譲渡率は犬に比較して極めて低く、3,391頭が殺処分されています(表－６)。

引き続きねこの譲渡の推進に努めていく必要がありますが、ねこの譲渡を希望する人が少ないことや、譲渡するのが適当でない離乳前の子ねこが收容されるケースが多く、譲渡頭数の急激な増加は困難な状況であり、引取り頭数の減少が優先的に必要となっています。

表－６ ねこの譲渡・殺処分の状況

年 度	引取り頭数	譲渡	殺処分	譲渡率
9	4,862	49	4,813	1.0%
10	5,510	10	5,500	0.2%
11	5,518	15	5,503	0.3%
12	4,456	35	4,421	0.8%
13	4,366	115	4,251	2.6%
14	4,990	253	4,737	5.1%
15	4,679	622	4,057	13.3%
16	4,057	591	3,466	14.6%
17	3,632	561	3,071	15.4%
18	3,927	536	3,391	13.6%

5 その他の動物の飼養等の状況

(1) 特定動物（危険動物）

平成１８年度末現在、30施設で121頭の特定動物が飼養されており(表－7)、それぞれの施設について保健所の許可を取得しています。万が一逸走した場合に備え、飼い主に対応マニュアルの整備及び特定動物へのマイクロチップの装着等を義務付けています。

表－7 特定動物（危険動物）の飼育状況（平成１８年度末現在）

区分 保健所	施設数		動物種別内訳						
	施設数	頭・匹数	ツキノワグマ	ヒグマ	コディアックベア	ニホンザル	ワニガメ	ニシアフリカコガタワ	ポアコンストリクター
岐阜	3	7					5	2	
西濃	3	4	3				1		
関	1	7				7			
中濃	7	26	2			21			3
東濃									
恵那									
飛騨	15	76	71	1	3		1		
岐阜市	1	1				1			
合計	30	121	76	1	3	29	7	2	3

また、特定動物を飼養する場合は、施設の構造及び規模に関する基準に適合していることが必要で、安易に飼養を開始しないよう市町村と連携し、その徹底を図っていく必要があります。

## (2) 動物取扱業者

平成11年12月に、動物愛護管理法が改正されたことにより、ペットの販売業などの動物取扱業者は保健所に届出しなければならなくなりました。

さらに、平成17年6月には再び、同法が改正され、動物取扱業が届出制から登録制となり、動物取扱業に対する規制が強化されました。また、登録業の内容が見直され、「インターネットによる通信販売」、「美容業」、「ペットシッター」等の業態が登録の対象となり、平成19年5月現在520施設、644業種が登録されています(表-8)。

表-8 動物取扱業の届出及び登録の状況(平成19年5月末現在)

保健所名	施設数	業種別内訳					内訳計
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
岐阜保健所	71	57	27	1	2	3	90
本巣・山県センター	37	34	11	0	2	1	48
西濃保健所	70	54	25	2	7	2	90
揖斐センター	19	17	6	0	1	1	25
関保健所	35	24	9	0	1	1	35
中濃保健所	69	50	28	1	4	6	89
郡上センター	15	4	6	0	0	5	15
東濃保健所	46	35	18	0	4	2	59
恵那保健所	42	29	10	2	2	5	48
飛騨保健所	34	14	16	0	1	6	37
下呂センター	6	4	3	0	1	0	8
岐阜市保健所	76	54	41	0	3	2	100
合計	520	376	200	6	28	34	644

ペットの購入時のトラブルは後を絶たず、独立行政法人国民生活センターの調査によると、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は、年間1,500件を超えています。

動物販売業者に対し法令遵守の徹底を図るとともに、県民に対しては購入時に最低限の確認すべき事項(p19「参考 動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項」参照)を周知するなど、ペット購入時のトラブルの発生防止を図っていかねばなりません。

## 6 人と動物のハーモナイズ事業

動物の愛護と適正飼養について、より効果的な普及啓発を図るため、平成3年度より実施してきた「飼い犬等適正飼養普及啓発事業」を大幅に見直し、平成7年度からは「人と動物のハーモナイズ事業」と称して、保健所において各種事業に取り組んでいます。

特に、次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育が重要であり、県獣医師会及び動物愛護推進員等との連携を強化し、事業の拡充を図っていく必要があります。

表－9 人と動物のハーモナイズ事業

事業名	事業年度								
	H 5	H 6	H 7	～	H 15	H 16	H 17	H 18	H19
①動物愛護教室									
②愛犬のしつけ方教室									
③子犬の譲渡会									
④動物愛護週間行事									
⑤動物愛護推進協議会運営									
⑥動物愛護推進員の委嘱									
⑦動物愛護推進員活動支援									
⑧動物介在活動モデル事業									

【事業概要】

① 動物愛護教室

動物愛護の普及を目的に小学生を対象とした講習会を開催（P 17 取組事例2参照）

② 愛犬のしつけ方教室

犬の適正飼養を推進するため、基本的な犬の「しつけ方法」について実演を交えた講習会を開催（P 21 取組事例4参照）

③ 子犬の譲渡会

保健所に收容される子犬の譲渡を推進するため、譲渡希望者及び一般飼育希望者を募り譲渡会を開催

④ 動物愛護週間行事

動物愛護週間（9月20日から26日）行事として県下5圏域の持ち回りで開催される「動物愛護フェスティバル」に参加（P 18 取組事例3参照）

⑤ 動物愛護推進協議会

下記7－（1）のとおり

⑥ 動物愛護推進員の委嘱

下記7－（2）のとおり

⑦ 動物愛護推進員活動の支援事業

動物愛護推進員の動物の愛護及び適正飼養等に関する活動を支援（P 17取組事例2参照）

⑧ 動物介在活動モデル事業

平成18年度から社会福祉施設等における動物介在活動を適切に実施できるよう試行的にモデル事業を実施（P 23 取組事例5参照）

7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

（1）動物愛護推進協議会

動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、平成16年3月に設立しました。

定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護と適正飼養の推進に関することを協議しています。

今後も、県の方針について提言をいただく機関として、新たな団体の参加などその充実を図っていく必要があります。

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱<抜粋>

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関すること
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関すること
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関すること
- 四 県の動物愛護行政のあり方について協議すること

<メンバー>

(社)岐阜県獣医師会・岐阜大学応用生物科学部・(財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部・岐阜県健康福祉部生活衛生課・岐阜市保健所

(2) 動物愛護推進員

平成17年2月より、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた方の中から委嘱しています。

動物愛護推進員は、平成19年4月現在、141名を委嘱しており（表-10）、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動に当たっています。

今後さらに、動物愛護推進員の活動について周知を図り、その機会を拡大していく必要があります。

表-10 動物愛護推進員の委嘱状況（平成19年4月現在）

管内保健所	動物愛護推進員			計
	獣医師会推薦	動物愛護団体推薦	保健所推薦	
岐阜保健所	15			15
本巣・山県センター	9			9
西濃保健所	23		2	25
揖斐センター	5		2	7
関保健所	7			7
中濃保健所	13		2	15
郡上センター	2			2
東濃保健所	15	4	1	20
恵那保健所	5			5
飛騨保健所	4		1	5
下呂センター	2			2
岐阜市保健所	28	1		29
合計	128	5	8	141

(3) 動物愛護管理担当職員

平成18年3月に制定した「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物愛護管理員（獣医師）及び動物愛護管理技術員を各保健所に配置しています。

これらの職員は、動物愛護の普及啓発、犬及びねこの収容等の業務、住民等からの苦



情等への対応、動物の飼養施設の立入検査等の事務を行い、各地域における動物の愛護と適正飼養の推進に努めています。

これらの職員は、県民のニーズに的確に対応するため、常に知識や技術の向上に努めていかなければなりません。

表－１１ 動物愛護担当職員の配置状況（平成１９年４月１日現在）

管内保健所等	動物愛護管理員	動物愛護管理技術員	計
県庁生活衛生課	6		6
岐阜保健所	2	1	3
本巣・山県センター	3	1	4
西濃保健所	5	2	7
揖斐センター	2	1	3
関保健所	6	1	7
中濃保健所	5	1	6
郡上センター	2	1	3
東濃保健所	3	1	4
恵那保健所	4	1	5
飛騨保健所	6	1	7
下呂センター	1	1	2
岐阜市保健所	5	3	8
合 計	50	15	65

#### （４）被災動物の救済

平成７年１月に発生した阪神淡路大震災以降、被災時には、ペットの保護や治療、ペット同伴の避難生活などが課題となることが明らかとなりました。

本県においては、東濃地域が東南海地震の指定地域となっており、災害時における被災動物救済計画の整備が急務となっています。

## 第5 施策展開の方向

「第4 現状と課題」を踏まえ、本計画で取り組むべき事項を大きく4項目に整理し、具体的な取組を展開していきます。

### 1 普及啓発活動の充実

動物の愛護と適正飼養の普及啓発活動について、各主体の広報媒体やネットワークを活用するなどにより充実を図ります。

また、獣医師や動物愛護推進員を講師とした講習会等を開催するなどにより、動物の飼養に関する専門的な知識や技術、ボランティア活動から得られた体験等を県民に伝達する場を拡大していきます。

### 2 終生飼養の推進

動物の飼い主に対し、各主体が協働で、動物の終生飼養が社会的な責任であることを認識していただき、保健所に收容される犬やねこの減少、動物の遺棄の防止を図ります。

また、保健所に收容された犬やねこについては譲渡の推進等により、殺処分される犬やねこの減少を図ります。

### 3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

動物の適正飼養を推進し、動物の健康を保持するとともに、動物由来感染症の発生防止等、地域の生活環境の保全を図り、動物を飼養していない人や動物を好まない人を含め、県民が動物飼養に対し不満を持たない地域づくりに努めます。

### 4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

動物愛護推進協議会の運営、被災動物救済体制の整備、動物愛護管理に関する人材の育成等により、動物の愛護及び適正飼養を推進していく基盤を整備します。

## 第6 具体的な取組み

### 1 普及啓発活動の充実

#### プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進

これまで、県、環境省及び厚生労働省は、動物の愛護及び適正飼養に関するポスターやパンフレットなどを作成し、保健所や市町村窓口を中心として配布してきました。

広く県民に動物の愛護と適正飼養の一層の普及を図るため、動物愛護推進員、動物取扱業者及びボランティア等が持つネットワークを活用し、効率的で効果的な普及啓発活動ができるよう体制を整備していきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
普及啓発活動の場の拡大	各主体のネットワーク実態把握	啓発資材配布対象の拡大			

#### プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進

市町村の広報は、広報誌や回覧板の他、インターネット、有線放送及びケーブルテレビなど様々な媒体を用いています。

こうした市町村の広報媒体を活用した一層の普及啓発を推進していくため、市町村に対し様々な情報を提供するなど市町村の広報活動を支援します。

#### プラン3 ホームページを利用した普及啓発の充実

県では、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」を開設し、迷い犬の情報の他に、動物を飼うに当たっての遵守事項、動物取扱業者の登録及び特定動物の飼養保管許可に関する手続き方法などの情報を発信しています。

このホームページにおいて、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況などの情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。

#### 取組事例1 ホームページ「岐阜動物愛護管理情報」

平成16年9月より県では、「岐阜県動物愛護管理情報」を開設し、動物の愛護と適正飼養の推進に係る情報を発信している。

##### 【内 容】

- 迷い犬情報・・・保護された犬について犬の收容日、保護した場所及び特徴等
- 飼い主への皆様へ・・・飼い主の遵守事項を掲載
- 動物取扱業の登録・・・動物取扱業の登録手続きを掲載
- 特定動物の飼養・・・特定動物の許可の手続き方法を掲載
- 動物由来感染症・・・動物由来の感染症に関する留意点を掲載
- Q & A・・・動物の飼養に関するよくある質問と回答を掲載
- 統 計・・・犬及びねこの引取り状況や狂犬病予防注射状況
- 保健所一覧

アドレス：<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11222/animal/>

#### プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催

平成16年度より委嘱した動物愛護推進員は、それぞれが動物の飼養についての豊富な経験と知識を持っており、この能力を有効に活用した事業を展開していく必要があります。

これまで、小学生を対象とした「動物愛護教室」や中高年者を対象とした「動物適正飼養リレー講座」等において、動物愛護推進員に講師を務めていただき、動物の愛護や適正飼養の普及を図ってきました。

引き続き、市町村や動物愛護推進員と連携し、小学生をはじめ、広く地域住民を対象として、動物の愛護や適正飼養についての効果的な講習会を開催していきます。

#### 取組事例2 動物愛護推進員との連携による普及啓発

##### [動物愛護教室]

小学生を対象として動物についての理解、生命を慈しむ心の育成、動物愛護意識の高揚及び動物による危害の防止を図るため、市町村教育委員会、動物愛護推進員及び開催小学校等と連携し、開催している。

##### ○ 開催場所

県下11カ所の小学校等

##### ○ 内容

- ・ 動物の習性、生態、正しい飼い方等に関する子供向けの講演
- ・ 講師は開業獣医師等の動物愛護推進員
- ・ 実際に学校で飼育されている動物等を用いた実習など、動物とのふれあいの機会を設定
- ・ 動物に関する理解や関心を深めるための質疑応答

##### [動物適正飼養リレー講座]

動物の愛護及び管理に関する講座を中高年者を対象として開催し、参加者に家族や地域等へ広く講座の内容を伝えていただくよう徹底し、動物の適正飼養についての効果的な普及に努めている。

##### ○ 開催場所

県下11カ所の生涯学習等

##### ○ 内容

動物物の習性、生理、生態等に関する事項及び動物飼養に当たっての注意点等

- ① 動物の選定における注意点
- ② 動物を飼育するうえでの注意点
- ③ 動物とともに実践する社会活動
- ④ 動物愛護推進員の役割
- ⑤ 動物を飼養するうえで守るべき関連法規 など

#### プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修

学校で動物を飼養することは、動物についての理解を深め、生命を慈しむ心の育成などの効果が期待されます。しかし、適切な取扱いがなされない場合には逆効果となってしまうことがあります。

このため、県獣医師会では、市町村教育委員会と共催で「学校飼育動物シンポジウム」を開催するなど、学校飼育動物の適正飼養の推進に取り組んできました。こうした活動について、今後も県や市町村等が支援していきます。

また、新たに飼育動物の担当となった学年の担当教諭を支援するため、動物の適正飼養に関する基礎的な研修を県獣医師会と連携し、開催します。

年 度	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4 以降
学校飼育動物の適正飼養等に関する基礎研修	実態把握・研修内容検討		研修の実施		
	教育委員会・獣医師会等との調整				

### プラン6 動物愛護週間行事の開催

毎年、動物愛護週間中（9月20日から26日）に、「広く県民の間に動物愛護の気風を招来し、人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図ること」等を目的とした動物愛護に関する事業を各主体と協働で取り組んでいきます。

#### 取組事例3 動物愛護週間行事の開催

[平成19年度動物愛護フェスティバル in ぎふ]

○ 目的

- ① 広く県民に動物愛護思想の普及、啓発を図る。
- ② 人の生活環境に調和した動物の適正飼養の普及を図る。
- ③ 動物との触れ合いを通じて、特に次世代を担う子供に対して生命の尊重、友愛と平和の情操の涵養を図る。
- ④ 野生鳥獣の保護管理に関する思想啓発を図る。

○ 主 催

動物愛護フェスティバル実行委員会（岐阜県、岐阜市、（社）岐阜県獣医師会）

○ 後 援

岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、（財）日本動物愛護協会・東海地域統括岐阜支部、日本野鳥の会岐阜県支部

○ 開催日程

日時：平成19年9月24日（月・祝日）10:00～15:00  
場所：岐阜市畜産センター

○ 内容

- ・ステージイベント 盲導犬、介助犬実演、動物天才クイズ
- ・広場イベント ディスクドッグ演技、アジリティー演技
- ・会場内イベント 巣箱作り、搾乳体験、動物健康相談、スタンプラリー、動物パネルクイズ、乗馬体験、小動物ふれあい広場
- ・その他 各種パネル展示 など

[平成19年度 動物愛護作文・絵画コンクール]

○ 目的

県下の小学校・中学生を対象として広く県民の間に生命を大切にし、動物を愛護する気風を招来するとともに、動物の適正な取扱いについての理解を深める。

○ 主 催

動物愛護フェスティバル実行委員会（岐阜県、岐阜市、県獣医師会）

○ 後 援

岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、（財）日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部、日本野鳥の会岐阜県支部

## 2 終生飼養の推進

### プラン7 終生飼養の普及啓発

みだりな繁殖を防止するための不妊去勢等の措置や終生飼養などの飼い主の責務（p2 第3-2参照）について、様々な機会を通じ飼い主への理解を深めていきます。

また、動物の販売業者に対し、講習会等において下欄の「動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項」の徹底を図っていきます。

#### 参 考 動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項

動物の販売業者は顧客に対して、安易な動物飼養を防ぐため、契約に際し、あらかじめ下記に示す特性及び状態に関する情報を文面（電磁的記録を含む）により説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わなくてはならないことになっています（動物愛護管理法施行規則第8条第4号）。

- ① 品種等の名称
- ② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ⑤ 適切な給餌及び給水の方法
- ⑥ 適切な運動及び休養の方法
- ⑦ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ ⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑪ 性別の判定結果
- ⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑭ 生産地等
- ⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- ⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- ⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ⑱ その他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

### プラン8 所有者明示（個体標識）措置の徹底

犬の鑑札をはじめ、飼い主の氏名や電話番号等を記した名札等個体識別の装着は、動物が逸走した際の所有者の確認を容易にし、保健所に収容される動物の減少に資することとなります。また災害時のペットの救済を円滑に行うためにも、飼い主の重要な責務の一つです。

狂犬病予防法で定められた犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票（以下「鑑札等」という）の装着については、毎年、市町村が実施する集合注射実施時等の機会を捉えて、その普及に努め、装着率の向上を図ります。

また、平成18年に狂犬病予防法施行令が一部改正され、市町村は独自に鑑札等の型を定めることができるようになりました。飼い主が親しみやすく装着しやすいデザインを導入することによって、装着率の向上が期待できることから、その導入促進を図っていきます。

ねこについては、動物病院への受診の機会を捉え、その装着状況を調査するなど実態を把握しながら、行政の広報媒体等を通じた普及啓発に努め、装着率の向上を図っていきます。

### プラン9 収容動物の適正譲渡の推進

環境省の作成した「譲渡支援のためのガイドライン」を踏まえ、県の譲渡要領を全面的に見直し、譲渡対象者及び譲渡の動物の選定基準を明確にするとともに、譲渡に取り組むボランティア団体と連携を図るなど、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。

また、譲渡先の状況について追跡調査を行い、譲渡された動物が適正に飼養されていることを確認するとともに、必要な指導を行います。

年 度	20	21	22	23	24以降
譲渡制度の見直しとボランティア団体との適正な連携	新要領による譲渡				
	←				→
	譲渡要領見直し				

### プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討

保健所に収容された飼い主が不明の犬について、一刻も早く飼い主が発見できるよう、ホームページ「岐阜県動物愛護管理情報」に、収容動物検索サイト「迷い犬情報」(p16 取組状況1参照)を設け、当該犬の情報を掲載し、飼い主の発見に努めています。

今後は、譲渡要領の見直しに併せて、飼い主が発見できなかった犬やねこについても里親を募るため、収容動物検索サイトへの関係情報の掲載を検討していきます。

### 3 動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

#### プラン11 犬の登録と狂犬病予防注射の推進

狂犬病は世界各国で発生しており、狂犬病清浄国である我が国においても、狂犬病侵入時の蔓延防止に備え、国内飼養動物の発生予防対策を徹底することが必要です。

市町村と（社）岐阜県獣医師会との連携強化を図り、地域住民の利便性を考慮した集合注射の実施に努めていきます。

また、県、市町村及び県獣医師会による問題点や課題等を検討する場を設けるなど、関係者間を情報共有に努め、狂犬病予防対策の一層の推進を図ります。

#### プラン12 「犬のしつけ」の推進

犬による咬傷事故は、年間80件前後の発生があり、その中には人の生命にかかわる重大な事故につながる危険性のある事例もあります。

また、犬の咬みぐせやムダ吠えなどの問題行動による苦情は後を絶たず、犬のしつけを徹底することは、犬と人のよりよい関係を築くための基礎となります。

広く県民を対象とした基本的な犬のしつけ方法についての教室を開催するなど、犬の適正飼養の普及促進を図ります。

##### 取組事例4 子犬のしつけ方教室の開催

毎年、県内各保健所では、子犬を飼養している県民またはこれから飼養する予定の県民を対象に、子犬の基本的なしつけ方についての教室を開催している。

○ 開催場所

県下11カ所

○ 内容

- ・ 講師は、犬のしつけに詳しい動物愛護推進員等が担当
- ・ 犬を用いた実演を行うなどわかりやすく教示

#### プラン13 犬の飼い主への地域ルール徹底

公共の場における放し飼い（ノーリード）やふんの放置については、「岐阜県動物愛護及び管理に関する条例」や一部市町村で定める環境美化に関する条例（いわゆる「ポイ捨て条例」）に違反する可能性があります。

県と市町村との連携により、放し飼いやふんの放置の防止について普及啓発を図るとともに、不適切な飼養を行う飼い主については、個別に指導し、飼い主のマナー遵守を図ります。

#### プラン14 ねこの屋内飼養の推進

ねこの飼い主は、疾病の感染防止、不慮の事故の防止等ねこの健康と安全の保持、周辺の生活環境の保持の観点から、屋内飼養に努めなければなりません。

また、発情期のマーキング（トイレ以外の放尿）や鳴き声などを抑制し、無理なくねこを屋内飼養するためには、避妊、去勢手術を行うことが必要となります。

県と市町村との連携により、不妊・避妊措置と併せ、屋内飼養についてのパンフレット等の配布や市町村の広報媒体等を活用した普及啓発を図ります。



### プラン15 ねこへの不適切な給餌行為に関する普及啓発

適切な管理等を行わず飼い主のいないねこに餌を与える行為は、生活環境の悪化、新たな飼い主のいないねこの増加等の原因になっています。

飼い主が明らかでないねこが数多くみられる地域については、これらのねこに餌を与える人に自覚を促すため、町内会、自治会等を通じ、問題のある地域を限定した普及啓発を図っていきます。

### プラン16 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与える可能性が高く、一般の動物以上に飼い主の社会的責任が求められます。

飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置及びマイクロチップ等による個体識別措置が確実に行われるよう、周知徹底を図っていきます。

### プラン17 動物取扱業への監視強化

動物取扱業者に対する監視について、事業の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、効率的に実施していきます。

また、事業者が守るべき基準の遵守状況について、評価の低い事業者に対しては厳しく改善指導するとともに、年間に監視すべき回数を増やすなど重点的な監視指導を行います。

動物繁殖業者に対しては、繁殖動物の終生飼養に努めるよう指導するとともに、幼齢動物の販売制限について、動物取扱責任者研修等を通じ、その徹底を図っていきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
動物取扱業者に対する立入回数の設定	立入回数等の検討		効率的・効果的な立入実施		

#### 幼齢動物の販売・貸出の制限

- 1 販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売すること。
- 2 販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しすること。
- 3 販売業者及び貸出業者にあっては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出すること。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条

## プラン18 動物購入時の確認事項の周知

ペット購入時のトラブルの発生を防ぐため、ペットを購入する際に確認すべき下記事項を周知していきます。

### ペット購入時に確認すべき事項

- ① 動物愛護管理法に基づく登録済みである旨の標識が掲げているか。
- ② 動物販売時に顧客に対する事前説明（プラン7参照）を十分に受け、不明な点は説明を求めること。
- ③ 可能であれば事前に店舗に足を運び、衛生状態や店員の接客態度等を確認すること。

## プラン19 動物介在活動の推進

人と動物のふれあいは、精神的安定及び身体的機能の回復などの効果があるとして、国内外において高齢者及び障害者への動物介在活動（Animal Assisted Activity）が注目されており、ボランティア団体、社会福祉施設及び医療機関等の期待が高まっています。

一方、有意義な動物介在活動を行うには、受入施設の十分な理解の下に、高度な専門技術を取得した飼い主（ハンドラー）と適正な管理や訓練を行った動物の参加が必要です。

そこで、不慮の事故や人畜共通感染症の発生防止等に十分に配慮した動物介在活動を支援するとともに、具体的な取組事例については、動物の適正飼養の模範的な事例として、県民への動物愛護管理の普及啓発に活用していきます。

### 取組事例5 動物介在活動推進モデル事業

ボランティア団体の協力を得て、社会福祉施設等への動物介在活動をモデル的に実践し、適正な動物介在活動を推進するための体制整備を図る。

- 時期  
平成18年5月から平成20年2月
- モデル地域  
中濃圏域
- 主体保健所  
中濃保健所
- 協力団体  
すでに動物介在活動を実施しているボランティア団体、中濃圏域の福祉施設
- 事業内容
  - ① 動物介在活動の実践
    - ・ 毎月の福祉施設への訪問活動を実施
    - ・ 犬の行動に関する専門家や保健所職員が参加し、アドバイス等を実施
    - ・ 活動後に反省会を開催して、改善点等について討議
  - ② 動物介在活動犬の育成講習会  
動物介在活動に参加することが可能な犬を育成するため、そのトレーニング方法等に関する講習会を実施

## プラン20 身体障害者補助犬の普及啓発

平成15年10月から「身体障害者補助犬法」が施行され、飲食店やスーパーマーケットなどの施設管理者は、身体障害者が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴することについて理由なく拒むことができなくなりました。

この法律が施行されて既に4年以上経過していますが、未だに消極的な対応であることが示唆されています。

そこで、関係団体と連携し、関係施設等に対する同法の趣旨の徹底を図り、その普及啓発に努めていきます。

### 取組事例⑥ 身体障害者補助犬モデル事業

平成19年度において、広く県民に理解を呼びかけるとともに、営業者の意識を高めるため、(財)日本動物愛護協会岐阜県支部が作成した啓発ポスターを多治見食品衛生協会及び恵那食品衛生協会の会員店舗に掲示するなどのモデル事業を実施しています。

主 催：(財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部

協 賛：(社)岐阜県食品衛生協会、多治見食品衛生協会、恵那食品衛生協会

後 援：岐阜県動物愛護推進協議会（岐阜県・岐阜市・県獣医師会・岐阜大学応用生物科学部獣医学課程）、東濃5市 等

## プラン21 県民の意識調査の実施

毎年度、県政モニターへのアンケート調査において、県民の動物愛護に対する意識の動向や動物による生活環境への影響等を把握し、動物の適正飼養の普及状況について評価します。

## プラン22 実験動物取扱施設に対する普及啓発

動物を科学的利用に供する場合は、実験動物の福祉の原則及び動物実験の適正化の原則として、国際的に定着している「3Rの原則」に配慮するように努めなければなりません。

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するとともに、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知し、「3Rの原則」を遵守した実験が行われるよう普及啓発を行っていきます。

### 3Rの原則

苦痛の軽減(Refinement)・使用数の削減(Reduction)・代替法の活用(Replacement)

## プラン23 畜産業者等への普及啓発

畜産業者、養鶏業者等に対して、県獣医師会及び関係機関との連携を図り、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

## 4 動物の愛護管理推進への基盤づくり

### プラン24 動物愛護推進協議会の運営

動物愛護推進協議会（第4-7-(1)・(2)参照）は、動物愛護推進員の支援母体として、動物愛護推進員の委嘱の推進やその活動の方策等について協議し、動物愛護推進員の活動の拡大、充実を図っていきます。

また、当協議会において、動物の愛護及び適正飼養の推進に関する方策等について協議し、県の施策や各主体の活動に反映していくとともに、より円滑な運営を図るために必要となる新たな団体の参加について検討していきます。

### プラン25 動物愛護推進員活動の活性化

動物愛護推進員（第4-7-(2)参照）が、その役割（第3-6参照）を十分に果たせるよう、研修会や意見交換会を開催し、国や県をはじめ、地域における動物の飼養に関する諸問題等について、情報の共有化を図っていきます。

また、県は動物愛護推進員が行う勉強会や自主研修などを支援するとともに、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別（「犬のしつけ方」、「動物介在活動」等）に整理し、市町村に提供していきます。

年 度	20	21	22	23	24以降
動物愛護推進員活動の市町村への情報提供	活動内容の調査	市町村への情報提供・情報の更新			

### プラン26 動物愛護管理担当職員の資質向上

動物愛護管理担当職員（第4-7-(3)参照）は、動物の飼い主及び動物取扱業者への的確な指導や市町村、動物愛護推進員、県民等の様々なニーズに応えるよう、専門的な知識や技術を幅広く取得していかなければなりません。

動物愛護管理担当職員を計画的に、環境省及び厚生労働省等が開催する各種研修会に参加させるとともに、県自ら研修会等を開催し、動物愛護管理担当職員の資質の向上を図っていきます。

### プラン27 市町村担当職員の研修

市町村担当者は、地域住民の最も身近な窓口として、種々の苦情や相談に応じています。動物の飼養を巡るトラブルが発生した際など、動物の飼養に関する制度等を承知しておくことが不可欠です。

すでに、県獣医師会開業部会と県との共催で、毎年度、「狂犬病予防に関する市町村担当者研修会」を開催し、狂犬病予防対策の重要性や狂犬病予防法の改正の趣旨などの

周知に努めています。

今後も、市町村担当者の意向を調査し、要望等を把握したうえで、動物の愛護及び適正飼養に関する知識を習得するための研修会を開催していきます。

#### プラン28 動物取扱責任者の資質向上

動物取扱業者は、動物取扱責任者を年1回以上、県が行う「動物取扱責任者研修」を受講させることになっています。

この研修において、動物取扱責任者に対する関係法令等の周知、動物及びその飼養施設の適正な管理方法の習得を図り、その資質向上に努めていきます。

#### プラン29 狂犬病発生時の体制整備

日本では昭和25年に制定された狂犬病予防法によって、犬の登録と狂犬病予防注射、輸出入時の検疫が義務づけられ、その徹底が図られたことから、昭和32年以降狂犬病の発生はありません。しかし、国境を越えた人や物の移動が盛んな現代では、日本に狂犬病が侵入する危険性は常に存在します。

県内をはじめ隣接県において、動物における狂犬病が発生した場合の対策として、迅速かつ正確な情報を収集し、適切な措置を講ずるための連絡体制の構築や、関係マニュアルの作成など、その体制を整備していきます。

#### プラン30 被災動物救援体制の整備

阪神淡路大震災、有珠山噴火災害、三宅島噴火災害及び新潟中越地震等の災害時には、動物愛護団体、獣医師会及び関係行政機関等が連携、協力し、被災動物の救援に当たりました。

災害時において、あらかじめ定められた方法により救援活動が円滑に行われるよう、動物愛護団体や獣医師会等と協議し、被災動物救援計画を策定します。

県は市町村に対して、防災計画や災害時動物対応マニュアルについて作成モデルを示すなど、市町村の取組みが促進されるよう支援していきます。

また、飼い主に対しては動物個体標識の装着をはじめ、災害時の移動用容器や餌の確保などに努めるよう普及啓発していきます。

参考 被災時の動物救援活動事例

	阪神淡路大震災	有珠山噴火災害	三宅島噴火災害	新潟県中越地震
発生年月日	H7.1.17	H12.3.31	H12.6.26	H16.10.23
被災世帯数	1,193,000 戸	1,343 戸	1,962 戸	85 千戸
飼養犬ねこ（推定）	約 190、000 頭	845 頭	350 頭	約 50 千頭
収容等された犬ねこ	1,556 頭	348 頭	320 頭	248 頭
救護期間	約 1 年 4 ヶ月間	約 5 ヶ月間	約 1 年間	約 8 ヶ月
救護ボランティア延数	約 22,000 人	約 6,000 人	約 7,000 人	88,441 人
救護活動経費	267 百万円	64 百万円	75 百万円	38 百万円

環境省資料

### **プラン31 ボランティアネットワークの構築**

大規模な災害時には、多くのボランティアが被災ペットの救済活動を希望し、被災地を訪れています（上記）。

県内には動物愛護に係るボランティアグループがあり、譲渡の斡旋や動物介在活動などに取り組んでいます。こうしたボランティアグループが、災害時のボランティアのリーダーとして活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会などを開催し、ボランティアグループ間の情報の共有に努めます。同時に、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

### **プラン32 動物の愛護管理に関する拠点施設の整備**

平成16年2月に、(社)岐阜県獣医師会より「動物愛護管理機能」、「野生動物保護機能」及び「アニマルセラピー機能」の3つの機能を有した施設を整備する「動物ふれあいパーク構想」が提案されています。

平成19年度には、岐阜大学と県が「野生動物救護センター」を共同で運営することとなり、「野生動物保護機能」は先行して整備されました。

「動物愛護管理機能」や「アニマルセラピー機能」については、動物の愛護及び適正飼養に関する拠点を保健所に置いている現状のメリットとデメリットを整理し、どのような施設整備が必要となるのかを引き続き検討していきます。

## 第7 計画の推進状況の評価

本計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査（プラン21「県民の意識調査の実施」参照）をはじめ、「犬及びねこの引取り頭数」、「犬及びねこの殺処分率」を指標として、適宜、評価していきます。

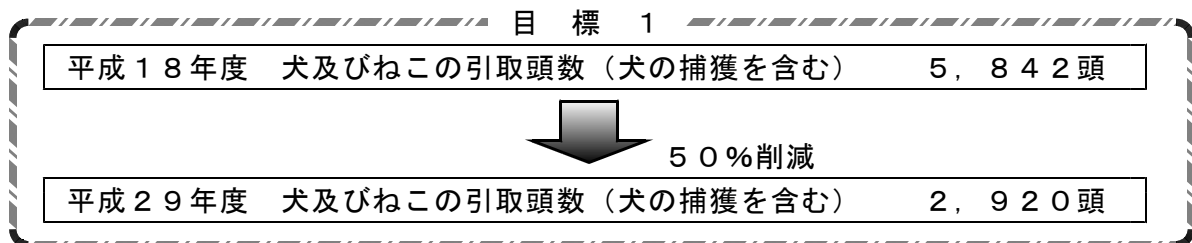
また、取り巻く環境の変化等に対応するため、策定後5年後（平成24年度）に本計画全体について、詳細に評価し、県民等からの意見を踏まえ、見直しを行います。

### 指標1 犬及びねこの引取り頭数

環境省が作成した「動物愛護管理基本指針」に準拠し、本計画においても「犬及びねこの引取り頭数の半減」を目標とします。

犬の引取りについては、けい留義務や終生飼養の周知等により、平成9年度から平成18年度の10年間に約7割減少していますが、この間のねこの引取りについては、約2割の減少に止まっています。

本計画の目標を達成するためには、ねこの引取り頭数を大幅に減らしていく必要があります。



### 指標2 犬及びねこの殺処分率

飼い主への返還、譲渡等を一層推進し、保健所に收容された「犬及びねこの殺処分率50%以下」を目標とします。

